

## 組合員証① 被扶養者の認定申告

～扶養の事実が発生した日と認定日は必ずしも同じにはなりません～

他共済から転入された組合員や、ご家族の状況が変わって新たに被扶養者として認定することとなった場合は、速やかに所属を通じて認定申告の手続きを行ってください。

**扶養の事実が生じた日から30日以内に届出があったとき → 扶養の事実が発生した日が認定日**

**扶養の事実が発生した日から30日経過後に届出があったとき → 所属所の受付年月日が認定日**

!!事実が発生した日から、所属所の受付年月日までは空白期間ができてしまいます!!

お問い合わせ  
給付班  
043-223-4118

## 組合員証② 被扶養者の取消申告

～手続きが遅れると医療費返還が生じることも～

ご家族の就職、進学、転居・・・春は生活環境がガラリと変わるシーズンです。ご家族が下表の事由により認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに所属を通じて認定取消の手続きを行ってください。認定取消日は、事由発生日まで遡ることになります。

なお、取消日以降に被扶養者証を使用して診療を受けた場合には、当共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

扶養手当終了	○扶養手当の支給が取消又は終了したとき 【※1, 2】 【※1】22歳の年度未到来により扶養手当の支給が終了となったが、学生・アルバイト・無職等で、年間収入が130万円未満の場合の特別認定は検認時に行います。 【※2】障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者で、年間収入が180万円未満の場合の特別認定は事実発生後速やかに申請願います。
収入増	<b>年間収入が130万円以上ある（見込まれる）とき （障害年金受給者または60歳以上で公的年金受給者は180万円以上）</b> ○パート、アルバイト等の収入が3ヶ月続けて108,334円以上であったとき ○雇用保険を、月額3,612円以上受給したとき
扶養替	○子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割以上多かったとき（他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く） ○結婚、離婚、養子縁組など
別居	○養父母・伯叔父母・甥姪など、同居を条件とする被扶養者が別居したとき ○別居している被扶養者に対するの送金が確認できないとき
就職	○健康保険や社会保険、共済組合等に加わったとき～採用辞令の写か新しい保険証の写を添付～ ○健康保険等への加入はないが、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかとなるとき

※収入とは・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。  
**個人年金等の私的年金も収入に含まれます。公的年金を同時に受給していなければ上限は130万円となります。**

お問い合わせ  
給付班  
043-223-4118

## 国民年金第3号被保険者の届出はお済みですか？

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

**【提出書類】**  
「国民年金第3号被保険者関係届」に「基礎年金番号のわかるもののコピー」をつけて、所属の事務担当者へ御提出ください。

**【国民年金第3号被保険者関係届等の流れ】**  
届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録

(登録からデータ反映されるまで1～2か月を要します。)

< 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種別	提出書類
収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合	3号非該当	・国民年金第3号被保険者関係届 次加入の保険が社会保険なら不要
被扶養配偶者が60歳未満で死亡した	3号資格喪失	・国民年金第3号被保険者関係届 ・基礎年金番号のわかるもの写し（年金手帳や基礎年金番号通知書）
就職により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号 → 2号	※就職先で確認してください。
組合員が退職したため被扶養配偶者ではなくなった 雇用保険受給や所得超過により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号 → 1号	※居住地の市区町村で確認してください。

お問い合わせ  
給付班  
043-223-4118

## 退職等年金給付制度と老齢厚生年金

お問い合わせ  
年金班  
043-223-4118

### 退職等年金給付制度

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月より「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。概要は以下のとおりです。

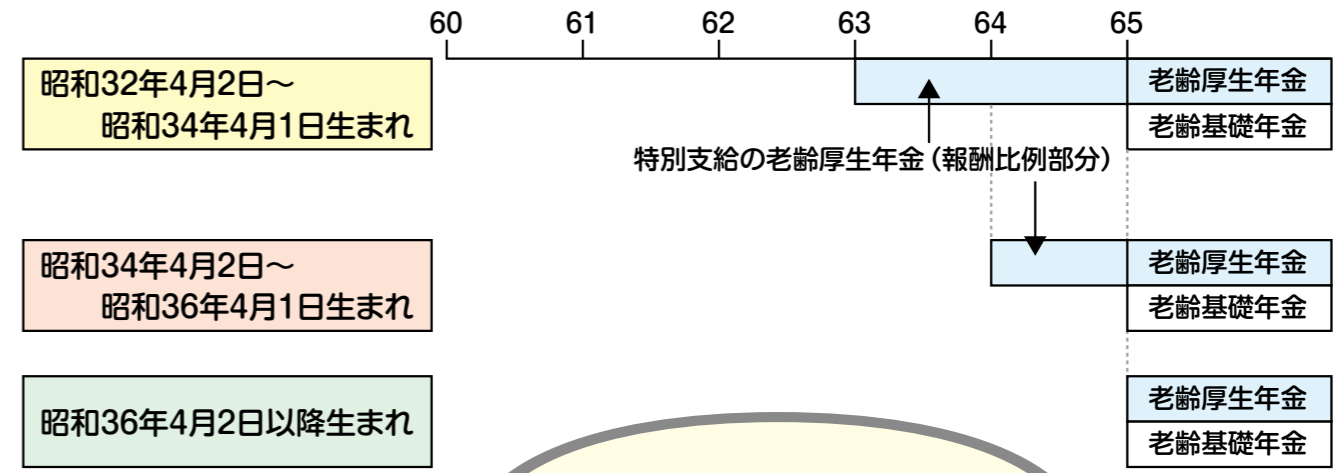
- 平成27年10月からの組合員期間について適用。
- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ及び70歳まで繰下げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積み立て方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。
- 公務に基づく負傷又は、病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後まで通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 組合員である間は支給停止。

### 老齢厚生年金と特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は、在職中に支給されていた給料等に代わり、退職後の所得保障として支給される給付です。

退職後の年金については、本来は65歳から給与に比例して算定された年金額が支給され、これに併せて国民年金制度から老齢基礎年金が支給されることになっていますが、昭和36年4月1日以前生まれの方については、65歳になるまでの期間についても特例により段階的に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できるようになっています。

#### 《生年月日別に見た支給開始年齢と受けられる年金》



- 特別支給の老齢厚生年金を受給するには
- 被保険者期間が1年以上あること(※1)
  - 被保険者期間等が10年以上あること(※2)
  - 支給開始年齢以上65歳未満であること



(※1) 「被保険者期間」とは、共済組合、厚生年金、私学共済への加入期間を合算した期間  
(※2) 「被保険者期間等」とは、「被保険者期間」と国民年金第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間、保険料免除期間又は合算対象期間、第3号被保険者期間、私学共済加入期間を合算した期間